

別記第1号様式（病院・診療所）

新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

鹿児島県知事 塩田 康一（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に，甲の要請に基づき，乙において，新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより，甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は，新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において，地域の感染症医療提供体制等を勘案し，必要があると認めるときは，乙に対し，次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は，前条の規定による甲からの要請に基づき，次に掲げる医療措置を「別紙1」に定めるとおり講ずるものとする。

- 一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）
- 二 発熱外来の実施
- 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
- 四 後方支援
- 五 医療人材派遣

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため，平時から個人防護具を「別紙2」に定めるとおり乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については，都道府県の子算の範囲内において，

甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

なお、流行初期医療確保措置の対象の有無は、別紙3のとおりとする。

- 3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS等）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県知事 塩田 康一

乙 医療機関名：
保険医療機関番号：
住 所：
（管理者の）氏名：

別紙 1

流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月まで）及び流行初期期間経過後（同6か月まで）における乙が講ずる医療措置について、下記のように定める。

また、流行初期期間においては、甲からの要請後1週間以内を目途に、流行初期期間経過後においては、甲からの要請後2週間以内を目途に、速やかに医療措置を講ずるものとする。

なお、第6条第3項に定める事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、又は状況に応じて柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）			
対応時期（目途）		流行初期期間	流行初期期間経過後
対応内容 （数値）	病床数	床	床
	上記のうち、 重傷者用の病床数	床	床
類型別の 受入 （数値）	精神疾患を有する患者	床	床
	妊産婦	床	床
	小児	床	床
	障がい児・者	床	床
	認知症患者	床	床
	がん患者	床	床
	透析患者	床	床
	外国人	床	床

二 発熱外来の実施			
対応時期（目途）		流行初期期間	流行初期期間経過後
対応内容 （数値）	対応人数／日	人	人
	検査（核酸検出検査） の実施能力／日※	件	件
類型別の 受入 （可否）	普段から自院にかかってくる 患者（かかりつけ患者）以外		
	乳児		
	乳児以外の未就学児		
	就学児		

※検査の実施能力は、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。

また、全国的に検査の実施環境が整備された後における数値とする。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察					
対応時期（目途）		流行初期期間経過後			
方法		電話	オンライン	訪問	健康観察
対応内容 （可否）	自宅療養者				
	宿泊療養者				
	高齢者施設				
	障がい者施設				

四 後方支援			
対応時期（目途）		流行初期期間	流行初期期間経過後
対応内容 （可否）	新型インフルエンザ等感染症等に対応する医療機関から「新型インフルエンザ等感染症等の回復患者」の転院受入		
	新型インフルエンザ等感染症等に対応する医療機関から「新型インフルエンザ等感染症等以外の一般患者」の転院受入		

五 医療人材派遣			
対応時期（目途）		流行初期期間経過後	
対応内容 （数値）	医師	DMAT※	人
		DPAT	人
		他	人
		計	人
	看護師	DMAT	人
		DPAT	人
		災害支援ナース	人
		他	人
		計	人
	その他職種		人

※DMAT：災害派遣医療チーム

DPAT：災害派遣精神医療チーム

災害支援ナース：災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員

別紙2

新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、平時から个人防护具を下記に定めるとおり乙が備蓄する。

个人防护具の備蓄					
対応時期（目途）	平時から				
備蓄内容	乙における 1か月使用量	×	月数	=	乙における 備蓄量
サージカルマスク	枚	×	か月の備蓄量	=	枚
N95マスク	枚	×	か月の備蓄量	=	枚
アイソレーションガウン	枚	×	か月の備蓄量	=	枚
フェイスシールド	枚	×	か月の備蓄量	=	枚
（再利用可能なゴーグルでの代用可能）	再利用可能なゴーグル代用の場合の個数			=	
非滅菌手袋	枚	×	か月の備蓄量	=	組

別紙 3

流行初期医療確保措置の対象の有無は、下記のとおりとする。

なお、病床の確保が「有」の場合は、外来も含めた収入額全体を対象に第 5 条第 2 項を適用する。また、発熱外来の実施が「有」の場合は、外来分の収入額のみを対象に第 5 条第 2 項を適用する。

流行初期医療確保措置の対象の有無	
病床の確保 (患者を入院させ必要な医療を提供)	
発熱外来の実施	